

官報

号外

平成七年十一月十三日

○第百三十四回国会 衆議院会議録 第十五号

平成七年十一月十三日(月曜日)

議事日程 第十一号

平成七年十一月十三日

午後一時開議

第一 宗教法人法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

会期延長の件

宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めるの件

件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

件

日程第一 宗教法人法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後七時三十四分開議

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

会期延長の件

○議長(土井たか子君) 会期延長の件につきお諮りいたします。

本国会の会期を十二月十五日まで三十二日間延長したいと存じ、これを発議いたします。

採決いたします。

会期を十二月十五日まで三十二日間延長することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、会期は三十二日間延長することに決まりました。

(拍手)

宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(土井たか子君) お諮りいたします。

内閣から、

宇宙開発委員会委員に山口開生さんを、

中央更生保護審査会委員に深澤道子さんを、

電波監理審議会委員に岩男寿美子さんを、

日本放送協会経営委員会委員に池川順子さん、

齋川慶一郎さん及び須田寛さんを、

労働保険審査会委員に藤村誠さんを

任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、宇宙開発委員会委員及び日本放送協会経営委員会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、中央更生保護審査会委員、電波監理審議会委員及び労働保険審査会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

日程第一 宗教法人法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第一、宗教法人法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(土井たか子君)の報告を求めます。宗教法人に関する特別委員長越智伊平さん。

宗教法人法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(越智伊平君登壇)

○越智伊平君 ただいま議題となりました宗教法人法の一部を改正する法律案につきまして、宗教法人に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和二十六年の宗教法人法制定以来、今日に至るまでの社会状況や宗教法人の実態の変化にかんがみ、信教の自由と政教分離の原則を遵守しつつ、これらの変化に対応するため、所要の改正を行おうとするものであります。

本案の主な内容は、
第一に、他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を文部大臣とすること、
第二に、事務所備えつけ書類に収支計算書等を加えるとともに、このうち一定の書類については、その写しを定期的に所轄庁に提出しなければならないこと、
第三に、信者その他の利害関係人であって、財産目録等の事務所備えつけ書類を閲覧することについて、正当な利益があり、かつ、その閲覧請求

が不当な目的によるものでない者から請求があったときは、これを閲覧させなければならないとする。

第四に、宗教法人審議会の委員数を十人以上二十人以上とすること。

第五に、所轄庁は、宗教法人について、裁判所に対する解散命令の請求を行うべき事由等に該当する疑いがあると認めるときは、あらかじめ宗教法人審議会に諮問し、その意見を聞いた上で、業務等の管理運営に関する事項に関し報告を求め、または職員に質問させることができることとする。

本委員会は、十月十七日本院に提出され、同月三十一日日本会議において趣旨説明及び質疑を行い、同日設置された本特別委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、十一月一日島村文部大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二日から十日まで六日間質疑を行ったところであります。質疑は、所轄庁の変更に伴う信教の自由侵害のおそれ、財務状況公開の必要性、宗教法人審議会の審議のあり方、宗教法人に対する優遇税制措置の見直し、オウム真理教に対する破壊活動防止法適用問題等、広範多岐にわたって行われましたが、その詳細については会議録に譲ることいたします。

かくて、十一月十日質疑終局の動議が提出され、これを可決いたしました。次いで、討論に入りましたところ、自由民主党・自由連合、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけを代表して佐々木秀典君から賛成、新進党を代表して月原茂

皓君から反対、日本共産党を代表して正森成二君から賛成の意見がそれぞれ述べられました。

討論終局後、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 討論の通告があります。順次これを許します。鹿野道彦さん。

(鹿野道彦君登壇)

○鹿野道彦君 私は、新進党を代表し、政府提案の宗教法人法の一部改正法案に対し、反対の討論を行うものであります。(拍手)

反対の討論に入る前に、十一月十日、宗教法人特別委員会において、自民党、社会党、さきがけの与党三党は、我が党からの資料請求に対する誠実な回答もせず、審議がまだ不十分であるにもかかわらず、改正法案の審議を強硬に打ち切ったことに強く抗議をしております。

この法案は、憲法に定める信教の自由や政教分離原則にかかわる法改正であること、また、後述べるように、宗教団体の大半が現に反対し慎重審議を求めていること、法改正がオウム対策に役立てるものではないことを考えるならば、今臨時国会での成立にこだわらず、十分に時間をかけて論議すべき重要な事柄と言わなければなりません。

しかるに、政府・与党は、こうした意見に一顧だにせず、実質わずか五日半の委員会審議を行っただけで審議を打ち切ったことは、議会制民主主義と基本的人権の危機と言わざるを得ません。政府・与党に猛省を促すものであります。(拍手)

私が宗教法人法改正法案に強く反対する理由の第一は、今回の法改正に至る与党の動機が、オウム事件に対する世論の怒りに便乗した選挙対策、特定教団対策であり、こうした特別の政治的意図を持った法改正は憲法を踏みこじる行為と言わなければなりません。

自民党の亀井組織広報本部長がテレビ番組で公然と「改正法のねらいは新進党対策、選挙対策だ」との暴論を吐き、また加藤幹事長は「宗教は議会制民主主義と相入れない」と宗教べつ視の発言をするなど、今回の法改正を最初から政争の具とするやり方に大きな怒りを覚えるものであります。そもそも、今回の宗教法人法の改正目的は一体どこにあるのか甚だ不明確であります。言うまでもなく、今回の法改正の内容がオウム事件の再発防止の対策でないことは、宗教法人審議会の報告に「オウム」の文字が全くないことから明らかなことであり、総理自身も予算委員会でも「オウム対策のために宗教法人法を改正するつもりではない。これはもう断言しておきます」、このように明言しております。にもかかわらず、自由民主党の山崎政調会長は、新聞の紙上座談会で「再発防止が重点で、それだけと言っても過言ではない」と、総理のさきの答弁と全く正反対の発言をして、あえて世論に誤った認識を与えようとしているのは、極めて遺憾と言わなければなりません。

今国民が求めているのは、オウムのような事件を二度と起こさないことであり、このようなテロ集団への危機管理の対応を十分に行って、国民の安全を確保することなのであります。これを宗教法人法の改正に求めるとするならば、筋違いも甚だしいと言わなければなりません。

さらに、反対理由の第二は、今回の法改正案は宗教法人審議会の報告に基づくものであります。が、これまでも何度も指摘してきましたように、この報告は審議会委員の大方の合意を得たものでないこと、審議会会長にきちんとした一任が取りつけられていないことなど、その手続に重大な瑕疵があるというところであります。

十五日の審議会委員のうち七名が、九月二十九日の審議会報告提出後、二度にわたり文部大臣へ審議会再開の申し入れを行うなど、前代未聞の異常な審議会と言わなければならないのであります。私どもが再三、審議会の議事録の提出を求めたにもかかわらず、政府がその提出を執拗に拒むのは、審議会での合意の形成とその手続に重大な瑕疵があることが明らかになることを恐れるからではないでしょうか。

また、審議会委員七名の議事の再現録によれば、審議会総会での文化庁次長の「きょうじゅうに報告ができるよう伏してお願ひ申し上げます」との発言、文部省OBの審議会会長の「きょう報告書を文部大臣に提出できなかったら私は成仏できない」との発言からわかるように、この審議会も結局、文部省の結論の隠れみのに使われていたにすぎないと言わざるを得ないのであります。(拍手)

また、その後の手続においても極めて拙速であります。重要法案にもかかわらず、関係各省の間での法令協議もたった一日だけ、ましてや事務次官会議では宗教法人法の改正法案が正式に議題とされないという異例の連続。そして特別委員会においても審議の一方的な打ち切りと、極めて異常

な拙速さで、なぜこれほどまでに急がなければならぬのか、到底理解できるものではありません。

さらには、今回の法改正には、多くの宗教団体が反対をいたしております。キリスト教団体、仏教団体、新宗教団体、教派神道など広範で大半の宗教団体が反対ないし慎重論を表明し、政府にもその旨の要望書を提出いたしております。また、第三者機関を設けるなどして、宗教界で自主的に改革しようとの動きも出ております。それにもかかわらず、政府が緊急を要しない本法案の成立を強行しようとするのは、こうした要望や努力を全く無視するものであります。広く意見を聴取し、実態を調査して、時間をかけて慎重に議論すべきことは当然のことではありませんか。

また、反対理由の第三は、本改正法案の内容が、国家による宗教管理、監督を強化するもので、現行宗教法人法の基本となる理念を変更し、憲法の定める宗教の自由と政教分離原則に抵触するおそれ大きいということであります。

所轄庁の移管については、昭和二十六年制定当時の立法趣旨に反するものであること、また、所轄庁の移管とセットとなった財産目録、収支計算書など財務書類の所轄庁への提出義務、所轄庁の質問権導入は、国家の宗教への管理監督を強化するもので、その運用によっては国家の宗教への介入となるおそれ大きいのであります。

また、信者及び利害関係人の閲覧請求権は、宗教法人と信者との信頼関係を基礎として、宗教団体の自治にゆだねるべきことであって、一律に法律で閲覧請求権を制度化することは、乱用のおそれ大きく、宗教法人に無用の混乱を招くものと

言わざるを得ません。

その他、国政調査権や情報公開条例と守秘義務との関係等も委員会での審議では甚だ不明瞭なままで、国家の宗教への干渉を招くおそれがあると

言わなければならないのであります。

以上の理由によりまして、宗教法人法の一部改正法案に対し強く反対するものであります。

最後に、今回の宗教法人法の改正を契機として、学問の自由が尊重されなければならない大学や、労働権が保障されなければならない労働組合、そして報道の自由が守られなければならない報道機関等、自律性、自主性を何よりもたつとぶ団体への国の規制強化、弾圧の始まりになりはしないかと強く危惧の念を表明して、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(土井たか子君) 鈴木宗男さん。

(鈴木宗男君登壇)

○鈴木宗男君 私は、自由民主党・自由連合、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけを代表し、ただいま議題となっております宗教法人法の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行うものであります。(拍手)

本年の三月二十日に地下鉄サリン事件という無差別殺人・傷害事件が発生し、日本じゅうを震撼させ、国民を恐怖に陥れました。この未曾有の大犯罪がオウム真理教という宗教法人によって実行されたことが明らかに、国民は改めて大きな衝撃を受けたのであります。

オウム事件の例を見てもわかるように、今の宗教法人制度では、一たん成立した宗教法人のその後の実態を外部からはまるで把握できないのであります。

そして、オウム事件を契機として、行政は一体何をしていたのかという現在の宗教法人制度に対する不安や疑問の声が国民の間から大きく起こってきたのであります。最近のどの世論調査を見ても、常に八割以上の国民が宗教法人法の改正が必要だとしている事実を我々は忘れてはなりません。(拍手)

四月以来、宗教法人審議会において宗教法人制度のあり方について精力的に検討を重ね、その結果を踏まえ、政府は国会に宗教法人法の一部を改正する法律案を提案したところであります。

この宗教法人審議会の審議経過については、拙速であるという批判が一部にありますが、審議会では肅々とかつ熱心に審議が進められました。委員の一任を受けた会長が報告を取りまとめたものであり、何ら問題はないのであります。一部委員から意見の提起がありました。それは、なぜ審議会の場で発言しなかったかと私は理解に苦しむものであります。特に、議事録を公開しろという主張もありますが、審議会是非公開を前提に自由闊達な議論がなされたものであり、公開すべきでないのは当然のことです。

以下、賛成する主な理由を申し上げます。その第一は、複数の都道府県で活動を行う宗教法人の所轄庁を文部大臣に改め、国と都道府県とがそれぞれ責任を適切に果たせるようにしている点であります。

都道府県をまたがって活動する宗教法人の所轄庁を文部大臣とするのは、実態に即した素直な考え方であり、これまでそうでなかったが不思議なぐらいであります。

家権力の介入になるという反対の声が聞かれます。しかし、既に現行制度のもとで国の所轄となつていて宗教法人が、ただ一度でも国から権力的介入を受けた例があったでしょうか。戦前の宗教弾圧の例を殊さらに強調して、今の時代に考えられないような主張を繰り返すことに、私は一体何を恐れているのかと問いたいのであります。(拍手)

賛成の理由の第二は、宗教法人の事務所に備えつける書類を見直し、その一部の写しを所轄庁に提出するという点であります。

これまで、宗教法人の所轄庁は、宗教法人の設立を認証した後は、その認証した宗教法人がどういう活動をしているか全くわからなかったのであります。これでは国民は納得いたしません。

所轄庁の認証を得ることによって、宗教団体は法人格を得て、公的・社会的存在となるのです。だからこそ、その公益性が評価されて、お布施に税金がかからない、宗教法人の土地建物に固定資産税がかからないといった税制上の優遇措置も講じられているのです。

なお、今回の改正で新たに提出を要求される収支計算書については、収入が少ない法人の場合には、その作成、提出を免除することとしております。規模が小さく、事務処理に不安のある法人でも安心できる改正内容となっております。まことに妥当な改正と思っております。

賛成の理由の第三は、宗教法人の信者その他の利害関係人に財産目録等の閲覧請求権を認めることとした点であります。

よって宗教法人の透明性が高まり、それを通じて宗教に対する信頼が増すことを期待してやまないものであります。

一部に、宗教法人に無用の混乱を呼ぶという意見もあるようですが、しかし、閲覧が認められる関係者は、正当な利益を有し、かつ、不当な目的を有しない者に法律上限定しています。具体の判断も宗教法人にゆだねております。宗教法人は何も恐れる必要がないと思うのであります。

賛成の理由の第四は、宗教法人に収益事業の停止命令や解散命令の請求に該当する疑いのあるときに、所轄庁に報告を求め、質問する権限を認めただ点であります。

これまで宗教法人の所轄庁には解散命令の請求等の権限が与えられていたにもかかわらず、その権限を行使するための資料を得る手段がなかったものであります。これは、驚くべき法の欠陥と言わざるを得ません。

オウム真理教のように宗教法人の名に値しないものでも、所轄庁である東京都は何ら資料を収集できず、検察当局の資料に頼らざるを得なかったことは我々の記憶に新しいところであります。このような欠陥を改め、所轄庁がその責任を正しく果たせるようにすることは、当然のことだと思えます。

以上四点にわたって賛成の理由を申し述べてきましたが、これらの諸点を通じて最後に申し上げるべき重要な点があります。それは、憲法で定められた宗教の自由に関することでもあります。

宗教法人法は、戦前の暗い宗教弾圧の歴史への反省に基づき、戦後の民主的な日本国憲法の精神のもとで制定されたものであり、宗教の自由と政

教分離の原則を基本として制定されたものであります。今回の一部改正に当たっても、この精神はみじんも揺らいでいないことを私は強調したいのであります。

宗教法人に関する特別委員会では、宗教の自由と政教分離の原則、個々の具体的な改正内容、宗教法人に対する課税のあり方等、多岐にわたって議論が行われました。委員会の日程についても、与野党間で十分協議を重ね、特に委員長より公聴会、参考人質疑にも言及され、合意のもとに運営されてきたものであり、あたかも与党が審議を強行したかのような批判は全く根拠を欠くものであります。(拍手)

特に、先ほどの反対討論の中で、審議時間が短いやのお話がありましたが、三十二時間六分やっております。そのうち新進党は十六時間十分であります。新進党の委員は十四名ですから、一人当たり一時間十分やったことになっております。同時に、法律の中身の質問をせず、税制の問題とかオウムの問題にも触れられました。私のところには、何かテープレコーダーを聞いているようだという批判の電話もあったのであります。

特別委員会での真摯な議論を大切に、今後も、さらなる法整備が必要であれば一層の議論を行い、よりよい結論を求めていくことが真に国民の負託にこたえる道であることを議員各位にお訴えするとともに、今回の改正法案の一刻も早い成立を心から希望して、賛成の討論を終わります。(拍手)

○議長(土井たか子君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(土井たか子君) 採決いたします。この採決は記名投票をもって行います。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんは白票、反対の皆さんは青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

(参事氏名点呼)

(各員投票)

○議長(土井たか子君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

(参事投票を計算)

○議長(土井たか子君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告)

投票総数 四百五十三

可とする者(白票)

(拍手)

否とする者(青票)

(拍手)

○議長(土井たか子君) 右の結果、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

宗教法人法の一部を改正する法律案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安倍 晋三君 相沢 英之君
逢沢 一郎君 赤城 徳彦君
麻生 太郎君 甘利 明君
荒井 広幸君 伊藤 公介君

伊藤宗一郎君	伊吹 文明君
池田 行彦君	石橋 一弥君
石原 伸晃君	糸山英太郎君
稲垣 実男君	稲葉 大和君
宇野 宗佑君	臼井日出男君
浦野 休興君	江藤 隆美君
衛藤征士郎君	衛藤 晟一君
遠藤 利明君	小川 元君
小此木八郎君	小里 貞利君
小澤 潔君	小野 晋也君
小淵 恵三君	尾身 幸次君
越智 伊平君	越智 通雄君
大内 啓佑君	大島 理森君
大野 功統君	大原 一三君
太田 誠一君	奥野 誠亮君
加藤 紘一君	加藤 卓二君
狩野 勝君	柿澤 弘治君
梶山 静六君	粕谷 茂君
片岡 武司君	金子 一義君
金子原二郎君	金田 英行君
亀井 静香君	亀井 善之君
唐沢俊二郎君	川崎 二郎君
河村 建夫君	瓦 力君
木部 佳昭君	木村 義雄君
菊池福治郎君	岸田 文雄君
岸本 光造君	久間 章生君
久野統一郎君	熊代 昭彦君
栗原 博久君	栗原 裕康君
栗本慎一郎君	小泉純一郎君
小杉 隆君	河野 洋平君
高村 正彦君	近藤 鉄雄君

平成七年十一月十三日 衆議院會議録第十五号

宗教法人法の一部を改正する法律案

佐田玄一郎君	佐藤 孝行君	萩山 教嚴君	橋本龍太郎君	網岡 雄君	五十嵐広三君	枝野 幸男君	小沢 鋭仁君
佐藤 静雄君	佐藤 信二君	蓮実 進君	浜田 靖一君	井上 一成君	伊藤 茂君	金田 誠一君	菅 直人君
佐藤 剛男君	齊藤斗志二君	林 幹雄君	林 義郎君	池田 隆一君	池端 清二君	玄葉光一郎君	園田 博之君
斎藤 文昭君	坂井 隆憲君	原田昇左右君	平泉 渉君	石井 智君	石橋 大吉君	田中 甲君	田中 秀征君
坂本三十三君	桜井 新君	平沼 越夫君	平林 鴻三君	今村 修君	岩田 順介君	高見 裕一君	武村 正義君
櫻内 義雄君	志賀 節君	深谷 隆司君	福田 康夫君	岩垂壽喜男君	上原 康助君	渡海紀三朗君	中島 章夫君
自見庄三郎君	塩川正十郎君	福永 信彦君	藤井 孝男君	遠藤 登君	大出 俊君	錦織 淳君	鳩山由紀夫君
塩谷 立君	七条 明君	藤尾 正行君	藤本 孝雄君	大木 正吾君	大昌 章宏君	前原 誠司君	三原 朝彦君
島村 宜伸君	白川 勝彦君	二田 孝治君	藤本 孝雄君	岡崎トミ子君	加藤 万吉君	築瀬 進君	岩佐 惠美君
鈴木 俊一君	鈴木 宗男君	穂積 良行君	古屋 圭司君	北沢 清功君	小林 守君	穀田 恵二君	佐々木陸海君
住 博司君	関谷 勝嗣君	堀内 光雄君	細田 博之君	五島 正規君	興石 東君	志位 和夫君	寺前 巖君
田澤 吉郎君	田中 直紀君	堀之内久男君	堀之内久男君	左近 正男君	佐々木秀典君	中島 武敏君	東中 光雄君
田中真紀子君	田野瀬良太郎君	松下 忠洋君	松岡 利勝君	佐藤 観樹君	佐藤 泰介君	不破 哲三君	藤田 スミ君
田原 隆君	田村 元君	三ツ林弥太郎君	松永 光君	坂上 富男君	沢藤礼次郎君	古堅 実吉君	正森 成二君
高島 修君	竹内 黎一君	御法川英文君	水野 清君	関山 信之君	田口 健二君	松本 善明君	矢島 恒夫君
武部 勤君	橋 康太郎君	宮崎 茂一君	宮里 松正君	田中 昭一君	田邊 誠君	山原健二郎君	吉井 英勝君
谷 洋一君	谷垣 禎一君	宮澤 喜一君	宮路 和明君	竹内 猛君	辻 一彦君	石井 紘基君	嶋崎 謙君
谷川 和穂君	玉沢徳一郎君	宮下 創平君	武藤 嘉文君	中西 績介君	中村 正男君	山花 貞夫君	大矢 卓史君
近岡理一郎君	津島 雄二君	村岡 兼造君	村上誠一郎君	永井 孝信君	永井 哲男君	海江田万里君	牧野 聖修君
塚原 俊平君	戸井田三郎君	村山 達雄君	村田 吉隆君	野坂 浩賢君	皇山健治郎君	鯨岡 兵輔君	佐藤謙一郎君
東家 嘉幸君	徳田 虎雄君	村山 達雄君	持永 和見君	濱田 健一君	早川 勝君	中村喜四郎君	中村 力君
虎島 和夫君	中尾 栄一君	森 敏充君	森 英介君	日野 市朗君	細川 律夫君	安倍 基雄君	阿部 昭吾君
中川 昭一君	中川 秀直君	森 喜明君	森田 一君	細谷 治通君	前島 秀行君	愛知 和男君	青木 宏之君
中島洋次郎君	中曾根康弘君	谷津 義男君	保岡 興治君	松前 仰君	松本 龍君	青山 丘君	青山 二三君
中谷 元君	中村正三郎君	柳沢 伯夫君	山口 俊一君	三野 優美君	村山 富市君	赤羽 一嘉君	赤松 正雄君
中山 利生君	中山 正暉君	山崎 拓君	山中 貞則君	森井 忠良君	山口 鶴男君	東 祥三君	新井 将敏君
長勢 甚遠君	二階堂 進君	山本 公一君	山本 有二君	森井 忠良君	山下八洲夫君	井奥 貞雄君	井上 喜一君
丹羽 雄哉君	西田 司君	与謝野 馨君	横内 正明君	山元 勉君	横光 克彦君	伊藤 英成君	伊藤 達也君
額賀福志郎君	根本 匠君	若林 正俊君	渡瀬 憲明君	和田 貞夫君	渡辺 嘉藏君	石井 啓一君	石井 一君
野田 聖子君	野田 実君	渡辺 省一君	綿貫 民輔君	荒井 聰君	五十嵐ふみ子君	石田 勝之君	石田幸四郎君
野中 広務君	野呂田芳成君	赤松 広隆君	秋葉 忠利君	井出 正一君	宇佐美 登君		

否とする議員の氏名

石田 祝松君	石破 茂君	高木 陽介君	高橋 一郎君
市川 雄一君	今井 宏君	竹内 謙君	武山百合子君
今津 寛君	岩浅 嘉仁君	谷口 隆義君	榎床 伸二君
上田 晃弘君	上田 勇君	千葉 国男君	塚田 延光君
上田 清司君	江崎 鐵磨君	月原 茂皓君	土田 龍司君
江田 五月君	遠藤 和良君	富田 茂之君	豊田潤多郎君
小沢 辰男君	大石 正光君	鳥居 一雄君	中井 治君
大口 善徳君	大野由利子君	中島 衡君	中田 宏君
太田 昭宏君	近江巳記夫君	中野 寛成君	中村 時広君
岡島 正之君	岡田 克也君	仲村 正治君	永井 英慈君
長内 順一君	加藤 六月君	長浜 博行君	二階 俊博君
鹿野 道彦君	目沼 次郎君	西 博義君	西岡 武夫君
海部 俊樹君	鴨下 一郎君	西川太一郎君	野田 毅君
川島 實君	川端 達夫君	野田 佳彦君	野呂 昭彦君
河合 正智君	河上 覃雄君	羽田 孜君	畑 英次郎君
河村たかし君	神崎 武法君	鳩山 邦夫君	日笠 勝之君
北側 一雄君	北橋 健治君	東 順治君	平田 米男君
北村 直人君	久保 哲司君	広野ただし君	弘友 和夫君
工藤聖太郎君	草川 昭三君	吹田 悞君	福島 豊君
熊谷 弘君	小池百合子君	福留 泰蔵君	藤村 修君
小坂 恵次君	木幡 弘道君	二見 伸明君	冬柴 鐵三君
古賀 敬章君	古賀 正浩君	星野 行男君	細川 護熙君
権藤 恒夫君	左藤 恵君	堀込 征雄君	前田 武志君
佐藤 茂樹君	斎藤 鉄夫君	増子 輝彦君	増田 敏男君
坂口 力君	坂本 剛二君	樹屋 敬悟君	松岡満壽男君
笹川 堯君	笹木 竜三君	松沢 成文君	松田 岩夫君
笹山 登生君	鮫島 宗明君	宮地 正介君	宮本 一三君
実川 幸夫君	柴野たいぞう君	村井 仁君	森本 晃司君
白沢 三郎君	須藤 浩君	柳田 稔君	山岡 賢次君
杉山 憲夫君	田名部匡吉君	山口那津男君	山田 宏君
田端 正広君	高市 早苗君	山田 正彦君	山名 靖英君

山本 幸三君	山本 孝史君
山本 拓君	吉田 治君
吉田 公一君	米沢 隆君
米田 建三君	若松 謙維君
渡部 恒三君	土肥 隆一君
岡崎 宏美君	小森 龍邦君
大谷 忠雄君	

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後八時二十二分散会

出席國務大臣

法務大臣 宮澤 弘君
文部大臣 島村 宜伸君
郵政大臣 井上 一成君
労働大臣 青木 新次君
国務大臣 浦野 休興君

○議長報告

(通知書受領)

一、去る十日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締

結について承認を求めるの件

一、去る十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

租税特別措置法の一部を改正する法律

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

宗教法人に関する特別委員

辞任

補欠

加藤 紘一君	小此木八郎君
亀井 静香君	荒井 広幸君
白川 勝彦君	小野 晋也君
穂積 良行君	福永 信彦君
村岡 兼造君	御法川英文君
与謝野 馨君	萩山 教蔵君
北側 一雄君	富田 茂之君
北橋 健治君	柳田 稔君
冬柴 鐵三君	河合 正智君
細谷 治通君	山崎 泉君
土肥 隆一君	石井 紘基君
荒井 広幸君	亀井 静香君
小此木八郎君	加藤 紘一君
小野 晋也君	白川 勝彦君
萩山 教蔵君	与謝野 馨君
御法川英文君	村岡 兼造君
富田 茂之君	北側 一雄君
柳田 稔君	細谷 治通君
河合 正智君	土肥 隆一君
山崎 泉君	穂積 良行君
石井 紘基君	冬柴 鐵三君
亀井 静香君	北橋 健治君

(議案通知書受領)

一、去る十日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。租税特別措置法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「平成七年兵庫県南部地震を踏まえた原子力施設耐震安全検討会」の報告書に関する質問主意書(今村修君提出)

国立公衆衛生院、人口問題研究所、国立多摩研究所の統廃合案に関する質問主意書(岩佐恵美君提出)

(答弁書受領)

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員坂上富男君提出会社最低資本金制度

に関する質問に対する答弁書

平成七年十月三日提出
質問 第三号

会社最低資本金制度に関する質問主意書

提出者 坂上 富男

会社最低資本金制度に関する質問主意書

最低資本金制度の導入を含む「商法等の一部改正」が、平成二年六月に衆参両院で議決され、平成三年四月一日に施行された。最低資本金の導入については、税制等の手当を含めて五年間の猶予が設けられた。当初、この五年間の猶予期間は、中小会社にとって、増資・組織変更等の準備には比較的余裕があると思われていた。しかるに、経済社会はバブルの崩壊と共に不況が続き、現在も景気回復の兆しが見えない「ナベ底不況」である。中小会社は、わずかな内部留保、或いは経営者等の手持資金をもって増資等に備える心算ではあったが、長引く景気低迷によりその余力も乏しくなり、来年(平成八年)三月末日に至るも会社存続のための手続き(登記)が不可能となっている企業が相当数あるものと予想されている。私の調査によれば、現在における未達成会社の実数は以下の通りである。

読売新聞(一九九五年七月二二日発売)	
株式会社総数	一三四万社
有限会社総数	一七八万社
合計	三二二万社
商事法務(一九九五年七月二二日発売)帝国データバンク資料	
株式会社	一千万未満 五十七万社
	一千万円未満 七十五万社
	三百万円未満 一三二万社
株式会社	一千万未満 五九八七九八 未達成会社 二〇三八二五社

有限会社 三百万未満 二四五五二二 未達成会社 七二八四〇社

東京税理士政治連盟(一九九五年七月二〇日発表)

株式会社 一万未満 未達成会社 六九パーセント
有限会社 三百万未満 未達成会社 六四パーセント

社団法人 東京法人会連合会(一九九五年七月二四日発表)

社団法人 練馬西法人会が本年二月実施のアンケートによる。
未達成法人を対象としたアンケート。

三二六五社に実施したが回答数は一〇九三社(三四・五パーセント)

個人事業へ変更するは「未定」「不明」とあわせて、株式、有限とも五パーセントである。一方で未回答が、二〇七二社(六五・五パーセント)もある。

週間「経営財務」(一九九五年四月三日発表)東京商工会議所データ
増資など何らかの対応策をとった 二二・八パーセント
近々対応策をとる予定 五三・五パーセント
対応策をとっていない理由

資金不足

猶予期間がある

速報税理(一九九五年七月二二日発表)

最低資本金制度達成会社 三〇乃至四〇パーセント

日本経済新聞(一九九五年七月二二日発表)五月末帝国データ調査

株式会社 一万未満 三四・〇パーセント

有限会社 三百万未満 二九・三パーセント

一 この最低資本金をクリアできない場合、次のような問題があるが、どう考えるか。

① 通常の営業活動が不可能になるか、これを回避するには組織変更が必須となる。

② 組織変更は、反対株主に株式の買取請求権が生じる。

③ 組織変更は、諸官庁の諸許可が要件の会社にとって業務が中断又は許認可が引き継がれない場合もある。

④ みなし配当の課税が行われ、株主・出資者

は過重な資金負担を強いられる。

⑤ 株式会社から有限会社への組織変更には、債務超過会社の登記は受け付けない。

⑥ 債務超過会社が組織変更を行うとすれば、原則として含み益のある土地の評価益を計上しなければならず、土地重課税制度の適用を受けることになる。

⑦ 商号の排他力がなくなる。

二 株式会社は二千万円、有限会社は三百万円を最低資本金とし、平成八年三月三十一日までに

平成七年十一月十三日 衆議院會議録第十五号

議長の報告 宗教法人法の一部を改正する法律案及び同報告書

八

この最低資本金の組織変更がなされない場合は、職権により会社解散となる。しかしながら、前述の情勢下にある今日、平成八年三月三十一日の猶予期間の終了をもって職権による解散という強行手段を取らず、経済社会の実態を踏まえ、猶予期間の延長、或いは法務大臣の官報による公告の日の延長を図るなどして、これが最低資本金の組織変更をできる限り達成してもらうことが必要と思われる。よって、猶予期間延長の法改正、又は法務大臣公告日の延長をする用意はないか。

内閣衆議院一三四第三号

平成七年十一月十日

内閣総理大臣 村山 富市

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員坂上富男君提出会社最低資本金制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員坂上富男君提出会社最低資本金制度に関する質問に対する答弁書

一の①について

商法等の一部を改正する法律(平成二年法律第六十四号)により改正された商法(明治三十二年法律第四十八号)及び有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)によれば、株式会社又は有限会社の最低資本金の額は、それぞれ千万円又は三百万円とされているところであるが、この最低資本金に達しない株式会社又は有限会社は、

他の種類の会社に組織変更することにより、会社として営業活動を継続することができる。

一の②について

株式会社が有限会社に組織変更するには、従来、総株主の一致による株主総会の決議が必要とされていたが、前記改正後の有限会社法においては、組織変更を容易にするため、特別の多数による株主総会の決議で足りることとされた。また、最低資本金制度の導入に伴う経過措置として、会社の存続を図るため、特に、株式会社が同様の決議により合名会社又は合資会社に組織変更をすることが認められたところである。これらの場合には、組織変更に対する株主に株式の買取請求権が認められているが、この株式の買取請求権は、組織変更に対する株主を保護するために欠くことができないものである。

一の③について

会社が他の種類の会社に組織変更をしても、その会社の法人格の同一性は失われない。

一の④について

株式会社が組織変更をする場合を含め、利益等の資本組入れ等がなければ、みなし配当課税は生じない。なお、株式会社が平成八年三月三十一日までの間に最低資本金の額に達するまでの利益等の資本組入れをしても、みなし配当については、所得税を課さないこととされているところである。

一の⑤及び一の⑥について

債務超過の状態にある株式会社は、有限会社に組織変更をすることはできないが、債務超過

のままであっても、合名会社又は合資会社に組織変更をすることができる。なお、土地の評価換えをして帳簿価額を増額した場合には、土地の譲渡益に対する適正な課税を確保する観点から、土地の譲渡等がある場合の特別税率制度を適用することとしているものである。

一の⑦について

最低資本金に達しない株式会社又は有限会社は、他の種類の会社に組織変更をすることにより、その商号について、商法第十九条の保護を受けることができる。

二について

最低資本金制度は、株式会社の株主又は有限会社の社員が有限責任とされていることから、会社の債権者を保護する等のため、これらの会社としてふさわしい財産的基礎を確保することを目的として導入されたものである。また、その制度の導入に当たっては、制度の円滑な実施を図るため、導入時に現に存する株式会社及び有限会社について、制度の適用を五年間猶予するとともに、合名会社又は合資会社への組織変更を特別に認めることとしている上、猶予期間の満了後解散したものとみなされた場合においてもその後三年間は会社を継続することができるところとするなど、相当の手当てがされているところである。したがって、猶予期間の延長等をすることは適当ではないと考えている。

(答弁通知書要領)

一、去る十日、内閣から、衆議院議員小森龍邦君提出人種差別撤廃条約(第一条)に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある

り、これに日時を要するため、平成七年十一月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

宗教法人法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年十月十七日

内閣総理大臣 村山 富市

宗教法人法の一部を改正する法律

宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「他の都道府県内にある宗教法人を包括するを」次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 一の都道府県内に境内建物を備える宗教法人

二 前号に掲げる宗教法人以外の宗教法人であつて同号に掲げる宗教法人を包括するもの

三 前二号に掲げるもののほか、他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人

第二十五条の見出し中「及び備附」を、備付け、閲覧及び提出」に改め、同条第一項中「及び」を「に財産目録を、」に、財産目録を、財産目録及び収支計算書」に改め、同条第二項中「左」を「次に」に改め、同項第三号中「貸借対照表又は収支計算書を作成している場合には、これらの書類を」収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に

次の一号を加える。

四 境内建物(財産目録に記載されているものを除く。)に関する書類

第二十五条に次の三項を加える。

3 宗教法人は、信者その他の利害関係人であつて前項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。

4 宗教法人は、毎会計年度終了後四月以内に、第二項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

5 所轄庁は、前項の規定により提出された書類を取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

第七十二条第一項中「十五人」を「二十人」に改める。

第七十八条の次に次の一条を加える。

(報告及び質問)

第七十八条の二 所轄庁は、宗教法人について次の各号の一に該当する疑いがあると認めるときは、この法律を施行するため必要の限度において、当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に関し、当該宗教法人に対し報告を求め、又は当該職員に当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に対し質問させる

ことができる。この場合において、当該職員が質問するために当該宗教法人の施設に立ち入るときは、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者の同意を得なければならない。

一 当該宗教法人が行う公益事業以外の事業について第六条第二項の規定に違反する事実があること。

二 第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証をした場合において、当該宗教法人について第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていること。

三 当該宗教法人について第八十一条第一項第一号から第四号までの一に該当する事由があること。

2 前項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問せよとする場合においては、所轄庁は、当該所轄庁が文部大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部大臣を通じて宗教法人審議会の意見を聞かなければならない。

3 前項の場合においては、文部大臣は、報告を求め、又は当該職員に質問させる事項及び理由を宗教法人審議会に示して、その意見を聞かなければならない。

4 所轄庁は、第一項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させる場合には、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

5 第一項の規定により質問する当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に提示しなければならない。

6 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七十九条第四項を次のように改める。

4 前条第二項の規定は、第一項の規定により事業の停止を命じようとする場合に準用する。

第八十条第五項中「前条第四項」を「第七十八条の二第二項」に改め、「第二項の」の下に「規定による認証の取消しをしようとする」を加える。

第八十八条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「第二十五条」を「第二十五条第一項若しくは第二項」に、「同条」を「これらの規定」に、「備附」を「備付け」に改め、同条中第九号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 第七十八条の二第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第八十八条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第二十五条第四項の規定による書類の写しの提出を怠つたとき。

附則第二十三項から第二十五項までを次のように改める。

24 前項に規定する額の範囲を定めようとする場合においては、文部大臣は、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞かなければならない。

25 附則第二十三項の場合において、宗教法人は、第二十五条第二項(第一号、第二号及び第四号から第六号までを除く。)の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる収支計算書を作成している場合に限り、これを宗教法人の事務所に備えなければならない。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十三項から第二十五項までの改正規定中附則第二十四項に係る部分及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(境内建物に関する届出)
2 改正前の宗教法人法(以下「旧法」という。)第五号及び宗教法人法附則第二十二項の規定による所轄庁(以下「旧法所轄庁」という。)が都道府県知事である宗教法人は、この法律の公布の日において他の都道府県内に境内建物を備えているときは、同日から起算して六月以内に、当該他の都道府県内の境内建物の名称、所在地及び面積を記載した書類(以下「境内建物関係書類」という。)を添えて、その旨を旧法所轄庁を経由して文部大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした宗教法人は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)における

いて滅失その他の事由により他の都道府県内に境内建物を備えないこととなったときは、施行日から起算して六月以内に、その旨を旧法所轄庁を経由して文部大臣に届け出なければならない。

4 旧法所轄庁が都道府県知事である宗教法人(附則第二項の規定による届出をした宗教法人を除く。)は、施行日において他の都道府県内に境内建物を備えているときは、施行日から起算して六月以内に、当該他の都道府県内の境内建物関係書類を添えて、その旨を旧法所轄庁を経由して文部大臣に届け出なければならない。(収支計算書の作成等に関する経過措置)

5 改正後の宗教法人法(以下「新法」という。)第二十五条第一項の規定中収支計算書の作成に係る部分及び新法附則第二十三項の規定は、施行日以後に開始する宗教法人の会計年度(以下「施行日以後の会計年度」という。)に係る収支計算書の作成について適用する。

6 新法第二十五条第二項の規定中収支計算書の備付けに係る部分及び新法附則第二十五項の規定は、施行日以後の会計年度に係る収支計算書の備付けについて適用し、施行日前に開始した宗教法人の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

7 新法第二十五条第四項の規定は、施行日以後の会計年度に係る書類の写しの提出について適用する。

8 旧法所轄庁がし、又は旧法所轄庁に対してされた旧法の規定による処分、手続その他の行為

は、新法第五条及び宗教法人法附則第二十二項の規定による所轄庁(以下「新法所轄庁」という。)がし、又は新法所轄庁に対してされた新法の相当規定による処分、手続その他の行為とみなす。

9 旧法所轄庁が宗教法人法第十四条第四項(同法第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により交付した証書及び認証した旨を付記した規則又は変更しようとする事項を示す書類は、新法所轄庁が宗教法人法第十四条第四項の規定により交付したものと同みなす。

理 由

宗教法人をめぐる社会状況及び宗教法人の実態の変化に対応し、宗教法人制度の適正な運用を図るため、他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を文部大臣とし、信者その他の利害関係人で正当な利益があると認められるものに備付け書類の閲覧を認め、宗教法人に対し備付け書類のうち一定の書類の写しを所轄庁に定期的に提出させることとする。とともに、公益事業以外の事業が宗教法人の目的に反していること等の疑いがあると認めるときは、所轄庁が宗教法人から報告を求め、又はこれに質問することができることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

宗教法人法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、宗教法人をめぐる社会状況及び宗教法人の実態の変化に対応し、宗教法人制度の適正な運用を図るため、所轄庁、備付け書類並びに所轄庁の報告徴収及び質問等について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 所轄庁

他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を文部大臣とすること。

2 事務所備付け書類の見直し、所轄庁への提出

(一) 宗教法人は収支計算書を作成し、これを事務所に備えなければならないとする。

(二) 宗教法人は、毎会計年度終了後四月以内に法第二十五条第二項の事務所備付け書類のうち、役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表(作成している場合に限る。)、境内建物(財産目録に記載されたものを除く。))に関する書類、第六条の事業に関する書類の写しを所轄庁に提出しなければならないとする。

3 信者その他の利害関係人の閲覧
宗教法人は、信者その他の利害関係人であつて、事務所備付け書類を閲覧することに正当な利益があり、かつ、当該閲覧請求が不当な目的によるものでないと認められ

る者から請求があったときは、閲覧させなければならないとすること。

4 審議会の委員数

宗教法人審議会の委員数を十人以上二十人以上とすること。

5 法第七十九条、第八十条又は第八十一条に関する所轄庁の報告徴収及び質問

(一) 所轄庁は、宗教法人について、次の事由に該当する疑いがあると認めるときは、宗教法人に対し、業務等の管理運営に関する事項に関し、報告を求め、又は職員に質問させることができる。この場合において、職員が質問するために宗教法人の施設に立ち入るときは、宗教法人の代表役員等の関係者の同意を得なければならないとすること。

(1) 収益事業により得た収入を当該宗教法人等のために使用していないこと。

(2) 宗教法人が認証時において宗教団体としての要件を欠いていたこと。

(3) (2)の場合のほか、宗教法人について法第八十一条第一項に規定する解散事由があること。

(二) (一)の場合においては、所轄庁が文部大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に、所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部大臣を通じて宗教法人審議会に諮問して意見を聞かなければならないとすること。この場合に、報告を求め又は質問をさせる事項、理由を示して、宗教法人審議会の意見を聞くこととする。

6 その他

(一) この法律は、公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、所轄庁が都道府県知事である宗教法人が他の都道府県内に境内建築物を備えている旨の文部大臣への届出等については、公布の日から施行すること。

(二) 当分の間、宗教法人は、収益事業を行わない場合であつて、一会計年度の収入の額が寡少であり文部大臣が宗教法人審議会の意見を聞いて定める額の範囲内にあるときは、収支計算書を作成しないことができること。

(三) その他経過措置等所要の措置を講ずること。

二 議案の可決理由

本案は、宗教法人をめぐる社会状況及び宗教法人の実態の変化に対応し、宗教法人制度の適正な運用を図るため妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成七年十一月十日

宗教法人に関する特別委員長 越智 伊平
衆議院議長 土井たか子殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第十一、十四号の発送は都合により後日となるため、第十五号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4284
定 価	本号一部 三円(税別) 送料別